

# 日韓外交関係の基本史料

## 外交史料 韓国併合 上・下

全2巻

海野福寿  
編集・解説

不二出版

● 摘定価：本体四八、〇〇〇円+税

● 一〇〇三年十一月刊行！

本史料集は、「韓国併合」に関して

「歴史の共通認識」という

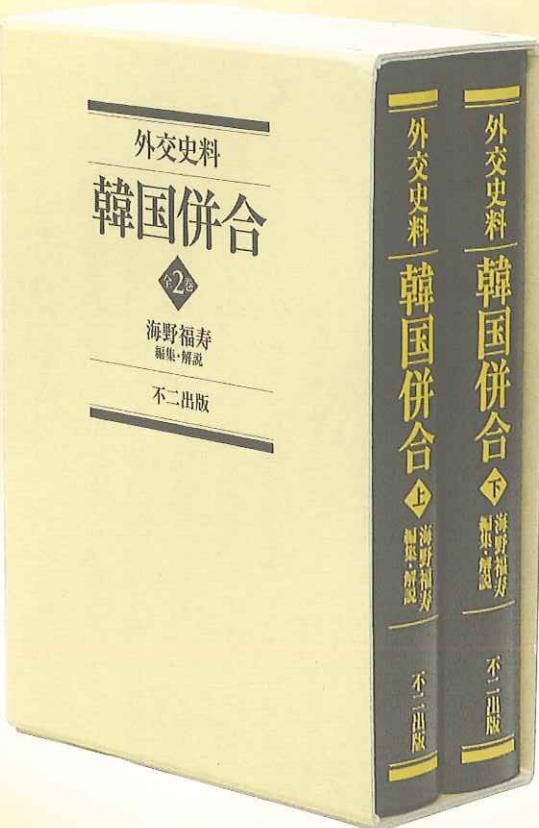
国際共通財を創りだす出発点

として編まれたものである。

日本の韓国植民地化過程（九〇四～一〇年）に  
締結された日韓旧条約の

日本側の政府関係史料を中心に

四〇〇点余を収録する。



# 内容見本

1 論点 日韓間旧条約の効力をめぐって

## 論点 日韓間旧条約（一九〇四～一〇年）の効力をめぐつて

- 一 日韓歴史認識の相違
- 二 國際法における条約の無効原因
- 三 韓国皇帝の二面外交
- 四 日清開戦以前の日朝間条約の形式
- 五 批准条約と國際法

「村山談話」と「村山発言」

敗戦五〇年にあたる一九九

次いで八月一五日、村山富市首相は次のような「談話」を

発表した。

深い反省の念を表明する」という反省の言辞を盛り込んだもの、謝罪の表明はなかったから、韓国・中国をはじめとするアジア諸国から不満の声が上がった。しかも国会における賛成者は議員数の半数に満たない約二三〇人であった。

満韓問題をめぐる日露交渉が、妥協への一縷の望みを残しながらも交渉決裂への階梯を登りつめつめた一九〇三年一二月三〇日の閣議決定「対露交渉決裂の際、日本の採るべき対韓方針」（史料9）は、「平和破裂ノ場合ニ於テ帝国ノ採るべき方針」のうち村青義を「青國ヲシテ中立ヲ守リ文威ニ歎共ノ事」、「目前ノ利益」を序章とするべきである、と同報し

# 厳しい目で選ばれた最も基本的な史料集

周知のように「韓国併合」が合法か否かを巡って、ソウル大学の李泰鎮氏と海野福寿氏との間で、論争が繰り広げられている。論争は、雑誌『世界』の一九九八年七月号から二〇〇〇年一月号までの間に、「日韓対話」シリーズとして、掲載された七本の論文に端を発している。このうち、三本が李泰鎮氏のものであり、ほかは海野氏はじめ、坂元茂樹（関西大・国際法）、笛川紀勝（国際キリスト教大・憲法）、荒井信一（駿河台大・歴史学）氏らがそれぞれ自論を展開しているが、決着はみなかつた。

そこで二〇〇一年に李泰鎮氏らの提案で「『韓国併合』の歴史学的・国際法学的再検討」プロジェクトが結成され、三回にわたる国際会議がもたれた。とくに第三回の会議はハーバード大学で開催され、日本・韓国・アメリカ・朝鮮民主主義人民共和国・イギリス・ドイツからも、三〇名を越える研究者が参加した。しかしこの学術会議でも論点がかみあわず、「満足すべき成果」は得られなかつたという。そこで「歴史の共通認識」という国際共通財を創りだす出発点」として、日本側と韓国側でそれぞれ

## 推薦の辞

宮田節子  
朝鮮近代史研究者

関連史料集をだすことになり、その日本側の責任者が海野福寿になつた。その成果がまさに本史料集なのである。思うに海野氏は李泰鎮氏と論争しつつも、単なる論争の枠を越えて、朝鮮近代史の中でも最も研究の薄いこの時期に本格的な研究のメスを入れようとしたのではないだろうか。九五年に岩波新書で『韓国併合』を出版して以来、編著の『日韓協約と韓国併合』（明石書店九五年）『韓国併合史の研究』（岩波書店二〇〇〇年）と驚くばかりの精力的な仕事が、なによりも雄弁にそのことを物語っていると思う。鍛え抜かれた厳しい研究者の目で、選ばれたのが本史料集なのである。この史料集は朝鮮史研究者のみならず、日本近代史・国際法の研究者にも非常に有用であると思う。

またこの論争に「局外中立」を保つている人々にも、前文に付されている「論点・日韓間旧条約（一九〇四～一〇年）の効力をめぐつて」を一読することを是非お勧めしたい。論点がじつに明快に提示されている。

## 関係史料 日韓議定書

### 解説 日韓議定書

「密約締結工作と韓国中立宣言」

明治三十六年九月廿九日

1 日韓密約締結につき林公使へ照会

在韓国 特命全權公使林權助殿

外務大臣男爵小村寿太郎（印）

# 内容見本

1 論点 日韓間旧条約の効力をめぐって

## 一 日韓歴史認識の相違

- 一 日韓歴史認識の相違
- 二 國際法における条約の無効原因
- 三 韓國皇帝の二面外交
- 四 日清開戦以前の日朝間条約の形式
- 五 批准条約と國際法

深い反省の念を表明する」という反省の言辞を盛り込んだもの、謝罪の表明はなかったから、韓国・中国をはじめとするアジア諸国から不満の声が上がった。しかも国会における賛成者は議員数の半数に満たない約三〇人であった。

次いで八月一五日、村山富市首相は次のような「談話」を発表した。

「村山談話」と「村山発言」　敗戦五〇年にあたる一九九

## 解説　日韓議定書

### 関係史料　日韓議定書

#### 〔密約締結工作と韓國中立宣言〕

明治三十六年九月廿九日

在韓國　特命全權公使林權助殿

(注) (1) 林權助。一八八七年外務省入省。八八年一一月副領事仁川在勤(九年領事)、九年九月一等書記官イギリス在勤、

九年一二月外務省通商局長、九九年六月特命全權公使韓國駐箚(一九〇六年一月)、〇六年六月清國駐箚、〇八年六

月特命全權大使イタリア駐箚、一六年七月特命全權公使中國駐箚、一九年四月閔東長官、二〇〇五年五月特命全權大使イギリス駐箚、三四七年七月枢密院官(一九〇六年六月)などを歴任。

駐韓公使として議定書、第一次・第二次日韓協約交渉などを担当。

（出典）『駐韓日本公使館記録』一九卷、七七五号、五三三頁。

#### 1　日韓密約締結につき林公使へ照会

十月八日接

#### 機密送第七二号

日韓間二秘密條約締結二閥スル件

御承知之通り、目下、我方ハ滿韓問題ニ閑シ直接露國ト交渉中ニ有之候處、其終局ノ如何ニ帰着スヘキニ拘ハラス、此際、韓國皇帝ヲ我方ニ引付ケ置クハ帝國ノ政策上極メテ緊要ナルベクト被存候。其故ハ日露間ノ交渉幸ニ満足ナル妥結ヲ見ルニ於テモ、予メ韓國皇帝ヲ我方ニ引付ケ置カヌシテハ、同國ニ於ケル我将来ノ施設上大ニ不便ヲ感スルコト可有之、況ニ

テ万ニ交渉不調ニ帰シ、日露間ニ平和ノ破裂ヲ見ルカ如キ場

合ニ立到候ハマ、韓國皇帝ノ向背ハ全局ノ利害上偉大ノ関係

ヲ有スルコト勿論ノ義ニ有之候。就テハ出来得ベクムバ今日ヨリ右ノ目的ヲ以テ、何等カ密約ヲ日韓間ニ結ヒ置度存候間、右ニ閑スル閣下ノ御考案並ニ之ヲ遂クルノ手段方法等ニ閑シ御熟考ノ上、御意見御回報相成度、此段申進候。敬具

57 I 日韓議定書

#### 2 密約締結につき林公使の回報

機、卅六、十、十四、

小村大臣宛

林公使

客月廿九日附機密送第七二号ヲ以テ、日韓間ニ同盟的密約条

## 韓國併合史略年表 1903-1910

( ) 内の数字は本書収録史料の番号を示す

○1903 (明治36・光武7) 年、癸卯

4-20 日本、清国に対し露の満州撤兵新条件を拒否するよう勧告。4-27 清国、露の要求を拒絶。

4-21 山県・伊藤・桂・小村ら京都で対露策を協議(無隣庵會議)。

4-21 露、龍岩浦へ進出。5月 砲台建設開始のうわさ日本政府に届く。6-13 鴨綠江木材会社(責任者ペゾブラーゾフ)設立。7-20 露森林会社総務代弁と韓国西北辺界鬱陵島森林監理、韓国と龍岩浦土地租借契約調印。

7- 露、安東県一龍岩浦間電線架設の準備として義州に電柱設置。7-8 韓国政府、露公使に照会。7-15 義州郡守、既設電柱を撤去。

8-12 露、旅順に極東総督府設置、関東軍司令官アレクセーエフを総督に任命。

9-29 小村外相、林駐韓公使に日韓密約締結につき打診(I-1)。10-14 林、回報(I-2)。10-30 林、密約締結につき意見具申(I-3)。

10-3 駐日露公使ローゼン、小村外相に露の協定対案を提示。10-30 小村、ローゼンに日本側確定修正案を手交。12-11 ローゼン、日本修正案への対案を提示。12-21 小村、ローゼンに露の再考を要請。

11-30 林公使、皇帝に謁見、密約締結交渉開始を要請(I-4)。

12-1 臨時憲兵隊を韓国駐箚憲兵隊と改称。

12-29 林公使、李址鎔外相署理に議定書案を示し、密約締結を促す(I-10)。

12-30 対露交渉決裂の場合の対清(中立)・対韓(軍事支配)方針を閣議決定(I-9)。

# 目次より

【上】

まえがき——本書編集の経過

凡例

論点・日韓間旧条約（一九〇四～一〇年）の効力をめぐつて

I 日韓議定書

解説

【密約締結工作と韓國中立宣言】

1 日韓密約締結につき林公使へ照会 一九〇三年九月二九日

2 密約締結につき林公使の回報 一九〇三年一〇月一四日

3 密約締結に關し林公使の意見具申 一九〇三年一〇月三〇日

4 林公使の韓國皇帝への密奏文 一九〇三年一月三〇日

5 密約第一案（公使館初案） 一九〇三年二月二日

6 密約第二案（大三輪案） 一九〇三年二月二七日

7 韓国人亡命者処置につき林公使へ訓令 一九〇三年二月二七日

8 韓廷懷柔策につき回報 一九〇三年二月二八日

9 対露交渉決裂の際、日本のるべき対韓方針 一九〇三年二月三〇日

10 韓国高官と交渉経過の報告 一九〇三年二月三〇日

11 韓国宮中の動靜につき韓国外相の内報報告 一九〇四年一月一日

12 李址鎔外相署理による韓廷の現況報告 一九〇四年一月九日

13 李址鎔・閔泳喆・李根沢、密約締結につき推進報告 一九〇四年一月二六日

14 密約締交渉の開始につき交渉報告（修正第三稿） 一九〇四年一月十九日

- 15 韓國側対案を報告 一九〇四年一月二〇日  
16 密約案につき回訓 一九〇四年一月二〇日  
17 即時密約調印を請訓 一九〇四年一月二二日  
18 密約調印および運動費供与につき請訓 一九〇四年一月二二日
- 19 議定書調印を訓令 一九〇四年一月二二日  
20 密約の中立宣言を通知 一九〇四年一月二二日  
21 中立宣言につき駐日韓國臨時代理公使より申し入れ 一九〇四年一月二四日
- 22 密約調印遅延の理由報告 一九〇四年一月二十四日  
23 密約締交渉の頓挫につき報告 一九〇四年一月二十五日  
24 密約締に慎重を求める訓令 一九〇四年一月二十五日  
25 密約締結交渉中止の訓令 一九〇四年一月二六日

8 「國際紛争平和的處理條約」第六十条議定書調印方  
15 韓國側対案を報告 一九〇四年一月二〇日  
16 密約案につき回訓 一九〇四年一月二〇日  
17 即時密約調印を請訓 一九〇四年一月二二日  
18 密約調印および運動費供与につき請訓 一九〇四年一月二二日

19 議定書調印を訓令 一九〇四年一月二二日  
20 密約の中立宣言を通知 一九〇四年一月二二日  
21 中立宣言につき駐日韓國臨時代理公使より申し入れ 一九〇四年一月二四日

22 密約調印遅延の理由報告 一九〇四年一月二十四日  
23 密約締交渉の頓挫につき報告 一九〇四年一月二十五日  
24 密約締に慎重を求める訓令 一九〇四年一月二十五日  
25 密約締結交渉中止の訓令 一九〇四年一月二六日

9 「口シニア総領事ランソン認可状問題」  
10 駐韓ロシア総領事の認可状交付につき駐日ロシア代理公使の照会 一九〇六年二月二六日  
11 駐韓ロシア総領事の認可状につき回答 一九〇六年二月二七日

12 駐英ロシア大使よりイギリス政府あて公文の報告転電 一九〇六年四月一四日  
13 ロシア政府より照会公文に対するドイツ政府の回答 報告 一九〇六年四月二〇日  
14 駐ロシア公使に対する認可状問題の説明経過を駐露公使へ通報 一九〇六年七月一〇日

15 ブランソン総領事の認可状請求および仮承認要請 一九〇六年七月二六日  
16 露韓条約問題につき伊藤統監の意見 一九〇六年七月三一日

17 「ジユネーブ条約署名問題」  
18 赤十字条約改正会議における日本委員を韓国代表とする閣議決定 一九〇六年三月二三日、二六日  
19 赤十字条約改正会議に出席の加藤代表委員に訓令 一九〇六年五月二〇日  
20 「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」前文 一九〇六年七月六日  
21 赤十字条約改正前文の形式につき加藤公使へ問い合わせ 一九〇六年八月二七日

# 概要

## ■関連図書

### V 第三次日韓協約

解説  
〔万国平和會議〕

1 「國際紛争平和的處理條約」の加盟方法につき照会 一九〇六年五月九日

2 第二回万国平和會議に関するロシア政府照会につき外相請議 一九〇六年六月九日

3 第二回万国平和會議の韓國参加に反対を駐日ロシア公使に回答 一九〇六年六月五日

4 第二回万国平和會議に関する日本政府の回答に対しロシア公使の照覆 一九〇六年一〇月九日

5 第二回万国平和會議につきロシア政府提案に対する回答 一九〇六年一月二〇日

6 第二回万国平和會議開催につき経過通知および韓国招請につき有無調査訓令 一九〇六年二月三日

7 第二回万国平和會議に韓國招請なしと統監代理より

●表示価格はすべて税別。

# 朝鮮総督府 帝国議会説明資料 全17巻

- 朝鮮総督府が、帝國議会提出のため作成した「帝國議会説明資料」は、現在その大部分が散佚又は焼却され、その全容を把握することさえ不可能に近い。弊社では内外の研究者・各機関の協力を得て、現在収集可能なものの全てを網羅し、復刻刊行した。大正六年から昭和二〇年までの植民地朝鮮の「治安状況」を中心とする民衆の動向など、植民地支配の全分野を含む、近現代史研究の基本資料である。
- A4判・上製・総5、420頁
  - '94年4月～'98年6月刊「復刻版」
  - 推薦＝海野福寿・朴慶植・水野直樹・宮田節子
  - B5判・上製・函入・286頁
  - 定価＝本体9、500円十税
  - '98年11月刊「復刻版」

- 論点・日韓間旧条約（一九〇四～一〇年）の効力をめぐつて  
I 日韓議定書  
II 第一次日韓協約  
III 韓国通信機関委託二関スル取極書  
IV 第二次日韓協約  
【下】  
V 第三次日韓協約  
VI 韓国司法及監獄事務委託二関スル覚書  
VII 韓国併合史略年表

- 十五年戦争極秘資料集 補巻7  
韓国併合始末 関係資料  
朝鮮憲兵隊歴史 全6巻

- 本書は、防衛庁防衛研究所図書館所蔵の資料「朝鮮憲兵の起源及び沿革概要」「朝鮮憲兵隊歴史」を収録した。韓国併合の直前、一九〇〇年六月、日本政府は韓国政府から警察権を奪い、韓国駐箇憲兵隊が韓国人民を支配統治する「武斷政策」を開始する。この憲兵隊による植民地統治の方式は、その後の日本の植民地各地に「輸出」され、原型となるに至る。本資料は、この間の資料の空白を埋めるのに極めて重要である。
- 摘定価
  - 解説・松田利彦付き
  - A4判・上製・総1、580頁
  - '00年10月刊「復刻版」
  - 推薦＝海野福寿・水野直樹

# 不一出版

- 本体四八、〇〇〇円十税  
ISBN4-8350-4561-0

- T113・0023  
東京都文京区向丘1・2・1  
電話03・3812・4433  
ファクシミリ03・3812・4464  
振替00160・2・94084